

学生育成運営部会 明専塾分会実施細則

(目的)

第1条 本分会は、明専会の学生支援事業として、会員の実体験を基にした学生へのキャリア教育を大学と連携して行い、会員と学生との交流活動を通して、学生の目標設定や進路選択に資することを目的し、本細則は活動に必要な支出等について定める。

(対象者)

第2条 九州工業大学に在籍するすべての学生と会員、ならびに教職員。

(分会の設置)

第3条 明専塾の計画立案と実施のために、明専塾分会を設置する。

2 明専塾分会は、下記をもって構成する。

- (1) 分会長 : 1名
- (2) 副分会長 : 必要時
- (3) 委員 : 必要数
- (4) 事務局 : 若干名

3 分会長は、学生育成運営部会の委員から、会長が指名し理事会の承認をもって選任され、会長により委嘱される。

4 必要に応じて分会の事業の円滑かつ効果的な推進のため、本法人会員以外の者に助言、協力を求めることができる。

(年間計画と予算案の立案)

第4条 明専塾分会長は、九州工業大学のキャリア教育・就職支援連絡会議に設置されている明専塾支援作業部会と連携し、明専塾の年間計画および予算案の原案を作成し、学生育成運営部会長に報告する。

(会合)

第5条 分会長は、明専塾実施の計画時、実施後にわたり必要な分会を招集し、前条各号に掲げる事項について協議することとする。

2 分会長は、必要に応じ臨時分会を開くことができる。

(支援策)

第6条 明専会塾開催のため次の支援を行う。

- (1) 開催費として1回につき10万円を限度として支給する。ただし、10万円を越えることが予想される場合には、事前に所定の手続きを行うものとする。
- (2) 分会は参加者、参加企業の確保に努め、効果的開催の実現と費用の低減に努める。

(活動計画の実施、および、成果の報告と広報活動)

第7条 明専塾分会は、九州工業大学のキャリア教育・就職支援連絡会議に設置されている明専塾支援作業部会と連携し、明専塾の実施、ならびに明専会報および本会ホームページにて実施成果の報告と広報活動を行う。

附則

- 1 この細則は、平成 27 年 2 月 14 日の理事会決議により、同日より施行する。
- 2 この細則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。